

富田林市

こどもの権利条例制定に向けた こどもワークショップ

【実施報告書】



令和7年3月

富田林市

目 次

1. 実施目的.....	1
2. 実施概要.....	1
3. 募集型ワークショップ プログラム概要	3
4. 募集型ワークショップの意見.....	4
(1) 第3回ワークショップ 意見まとめ.....	4
(2) 第4回ワークショップ 意見まとめ.....	5
(3) 第5回ワークショップ 意見まとめ.....	7
(4) 参加者のアンケート結果.....	9
5. アウトリーチ型ワークショップ プログラム概要.....	12
6. アウトリーチ型ワークショップの意見	13
(1) 第1回ワークショップ 意見まとめ.....	13
(2) 第2回ワークショップ 意見まとめ.....	16
7. 理想の富田林市について	17
8. ワークショップのまとめ	18
(1) 関心がある権利について	18
(2) 大事にしたい権利について	19
(3) 理想のまちについて	19
(4) 今後に向けて.....	20
世界の子どもの権利かるた 読み札一覧 (50 音順)	21

1. 実施目的

富田林市では、こどもの権利条例の制定に向け、権利の主体であるこどもたちから意見を聴くために「こども WEB アンケート」等の定量的な調査を行いました。それに加え、意見表明権保障の機会の一つとして、幅広い年齢層のこどもの参加と定性的な意見を聴くことを目的に、こどもたちから直接意見を聴くワークショップを開催しました。

なお、この条例の制定プロセスでは、こどもたちを含め「みんなでつくる」という方針のもと2か年かけて取り組みます。その2年目にあたる令和7年度にも、1年目に開催したワークショップの参加者を含め、広くこどもたちに周知を行い、条例作成に参加してもらうことを想定しています。

本報告書で報告するワークショップは、このような今後の動きも見据え、本市内において、こどもの権利についての知識・関心をさらに広める必要性もふまえながら開催したものです。

2. 実施概要

手法	日時	会場	参加者	内容
募集型	【第3回】 令和6年11月17日(日) 13時30分～15時30分	Topic きらめき創造館	高校生 (3名)	● 「世界の子どもの権利かるた」を活用し、遊びながら楽しく子どもの権利を学ぶ ● 「一番気になったかるた」「友だちに伝えたいかるた」を考える ● 「自分のオリジナルかるた」を作成 ● 「しあわせに楽しく過ごす富田林市」について考える
	【第4回】 令和6年12月8日(日) 10時00分～12時00分	金剛連絡所	小学生 (5名)	
	【第5回】 令和6年12月8日(日) 13時30分～15時30分	金剛連絡所	中高生 (7名)	
アウトリーチ型	【第1回】 令和7年1月18日(土) 11時30分～12時15分	子ども食堂	小学生 (33名)	● 「世界の子どもの権利かるた」を活用し、遊びながら楽しく子どもの権利を学ぶ ● 「一番気になったかるた」「友だちに伝えたいかるた」または「一番心に残ったかるた」を考える ● 「自分のオリジナルかるた」を作成
	【第2回】 令和7年2月2日(日) 13時30分～14時30分	児童養護施設	小学生 (24名)	

- ファシリテーター：株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所 中村洋司氏(全回)
- 本ワークショップは、参加者を募集し、会場に集ってもらった「募集型」と各施設に出向いて実施する「アウトリーチ型」の2通りの手法で実施しました。
- 当初予定していた募集型「第1回(10月27日)」、「第2回(11月17日午前)」のワークショップは、参加者が集まらなかったため中止しました。

● 「世界の子ども権利かるた」（発行：合同出版株式会社、監修：甲斐田万智子）について

本ワークショップで活用した「世界の子ども権利かるた」は、かるたを通して日本と世界のこどもが置かれている状況を知り、暮らしの中でこどもの権利はきちんと守られているのかなどを考えてみる教材です。日本と世界の子どもたちを取り巻く状況や子どもの権利条約の内容を学ぶことができます。

かるた遊びを通じて、こどもたちが楽しく遊びながらこどもの権利を知り、生活の中でこどもの権利が守られているのか、こどもたちの自由な意見を聴くことができると考えたため活用しました。

なお、活用にあたっては、「一番気になったかるた」で参加者が自身や周囲のこどもたちの状況に対する気持ちや考えを聴くだけでなく、「友だちに伝えたいかるた」を通じて、参加者が友人などの周囲の状況についてどう感じ考えているかも把握できるよう工夫しました。

さらに、参加者が重要と思っている権利を考えるため、「自分（オリジナル）のかるた」の作成も行いました。



3. 募集型ワークショップ プログラム概要

①開会とワークショップのルール説明

市職員より「みんなでつくるこどもの権利条例」をめざしている
ろんな意見を聴かせてほしいと挨拶しました。そして、ファシリ
テーターからワークショップにおけるルールを説明しました。



②こどもの権利について

「すべてのこどもは大切な存在であること」「すべてのこども
はおとなと同じ、ひとりの人として『権利』をもっていること」
「『権利』は人が生きるために生れたときからもっている大事な
もの」であることなどを伝えました。



③「世界の子ども権利かるた」の実施

「世界の子ども権利かるた」を活用し、遊びながら、楽しく子
どもの権利を学ぶワークショップを実施しました。



④かるたとこどもの権利の関係について

かるた遊びをしたあとに、かるたを見ながら、かるたとこども
の権利の関係について確認を行いました。



⑤一番気になったかるた・友だちに伝えたいかるたを考える

確認したかるたの中から「一番気になったかるた」と「友だち
に伝えたいかるた」を付箋紙に書きだしました。



⑥自分のオリジナルかるた作成

かるたとこどもの権利の関係をふまえて、こどもたち自身でオ
リジナルかるたを作成し、その理由についても考えました。



⑦「しあわせに楽しく過ごす富田林市」について

最後に、「みんなが、困ったり、悲しい思いをしないで、幸せに
楽しく過ごせる理想の富田林市」について、市の木「くすのき」
に見立てた模造紙にこどもたちの思いを貼りました。



⑧閉会

4. 募集型ワークショップの意見

(1) 第3回ワークショップ 意見まとめ

【一番気になったかるた】(各1件)

- いのちを大切に 自分を傷つketくなったら話してみて
(第6条 生きる権利)(第39条 心の傷から回復するためにケアを受ける権利)
- 心のなか 見えないからこそ 大事にしよう(第39条 心の傷から回復するためにケアを受ける権利)
- そんなにいるの? 世界で3億5600万人の 貧しい子どもたち
(第26条 国から社会保障を受ける権利)(第27条 十分な生活水準を得られる権利)
- なんでも相談してみよう ひとりで悩まなくてもいいんだよ(第24条 健康に生きる権利)
- 逃げたっていい 逃げることも大切(第24条 健康に生きる権利)
- 不可能と 決めつけなくてほしいんだ 子どもが考えたこと(第12条 意見を表明する権利)
- 変な子じゃないよ これが私の個性だよ(第2条 差別されない権利)(第8条 アイデンティティの権利)
- まちがってでもいいんだよ 挑戦することが 大事だね(第28条 教育を受ける権利)
- 無視しないで それが一番 傷つくよ(第24条 健康に生きる権利)
- めいっぱい 遊べることも 権利だよ(第31条 休んだり遊んだりする権利)
- 問題は 子どもと一緒に 解決しよう(第12条 意見を表明する権利)
- やすもうね 心が疲れたときは それが何より大切だ(第31条 休んだり遊んだりする権利)
- ルールって みんなで決めるものだよ(第12条 意見を表明する権利)

【友だちに伝えたいかるた】(各1件)

- 心のなか 見えないからこそ 大事にしよう(第39条 心の傷から回復するためにケアを受ける権利)
- そんなにいるの? 世界で3億5600万人の貧しい子どもたち
(第26条 国から社会保障を受ける権利)(第27条 十分な生活水準を得られる権利)
- 変な子じゃないよ これが私の個性だよ(第2条 差別されない権利)(第8条 アイデンティティの権利)
- まちがってでもいいんだよ 挑戦することが 大事だね(第28条 教育を受ける権利)
- 問題は 子どもと一緒に 解決しよう(第12条 意見を表明する権利)
- やすもうね 心が疲れたときは それが何より大切だ(第31条 休んだり遊んだりする権利)
- ルールって みんなで決めるものだよ(第12条 意見を表明する権利)

【自分(オリジナル)のかかるた】

- あなたを好きになって
- 恐れずに世界の事をしてみよう
- じぶんがいちばん不幸と思わないで
- 挑戦しよう できるのは今だけだ you can try
- 老人よ若者をまとめて説教するな



(2) 第4回ワークショップ 意見まとめ

【一番気になったかるた】(各1件)

- 給食食べ終わるまで 昼休みなし 悲しいよ (第3条 子どもの最善の利益)
- グループでなら きっとできる ひとりじゃできなかったこと
(第15条 自由にグループを作る権利)
- 心のなか 見えないからこそ 大事にしよう (第39条 心の傷から回復するためにケアを受ける権利)
- しりたい 考えたい いろいろな道があること (第17条 適切な情報にアクセスする権利)
- 友だちでなくても 見てみぬふりしないで 勇気を出して
(第12条 意見を表明する権利) (第39条 心の傷から回復するためにケアを受ける権利)
- 寝るときに 安心して眠れる場所があることって あたりまえじゃないんだね
(第27条 十分な生活水準を得られる権利)
- ノーって言うてもいいんだよ いやなときは (第12条 意見を表明する権利)
- 早すぎる 13歳で結婚させられる子ども たくさんいるの?
(第24条 健康に生きる権利) (第28条 教育を受ける権利)
- 不可能と 決めつけなくてほしいんだ 子どもが考えたこと (第12条 意見を表明する権利)
- みんなで自由に集まって 話をすると パワーが出る (第15条 自由にグループを作る権利)
- わがままって思わないで 子どもの権利ってあたりまえのこと
(第42条 子どもの権利条約をおとなと子どもに知らせる政府の義務)

【友だちに伝えたいかるた】(各1件)

- いのちを大切に 自分を傷つけないで話してみよう
(第6条 生きる権利) (第39条 心の傷から回復するためにケアを受ける権利)
- えらぶ自由 子どもにだってある (第12条 意見を表明する権利)
- 給食食べ終わるまで 昼休みなし 悲しいよ (第3条 子どもの最善の利益)
- 心のなか 見えないからこそ 大事にしよう (第39条 心の傷から回復するためにケアを受ける権利)
- しりたい 考えたい いろいろな道があること (第17条 適切な情報にアクセスする権利)
- そんなにいるの? 世界で3億5600万人の 貧しい子どもたち
(第26条 国から社会保障を受ける権利) (第27条 十分な生活水準を得られる権利)
- ついていけない 日本語の授業 難しい (第28条 教育を受ける権利)
- 逃げたっていい 逃げることも大切 (第24条 健康に生きる権利)
- ノーって言うてもいいんだよ いやなときは (第12条 意見を表明する権利)
- 早すぎる 13歳で結婚させられる子ども たくさんいるの?
(第24条 健康に生きる権利) (第28条 教育を受ける権利)
- ひとりじゃない わかってくれる人 きっと近くにいるはずだ (第12条 意見を表明する権利)
- 変な子じゃないよ これが私の個性だよ (第2条 差別されない権利) (第8条 アイデンティティの権利)
- まちがってでもいいんだよ 挑戦することが 大事だね (第28条 教育を受ける権利)
- 無視しないで それが一番 傷つくよ (第24条 健康に生きる権利)
- 料理・洗濯・皿洗い 男の子が手伝うのも もうあたりまえ (第2条 差別されない権利)
- ルールって みんなで決めるものだよ (第12条 意見を表明する権利)

【自分（オリジナル）のかかるた】

- 意見は子どもにもたくさんあるから言わせてよ
- いじめだと感じたら すぐ相談を
- いやだと感じたらしんらいでできる人に話を
- 大人になるのは十八才からなのに 戦争に行くのはなぜ十五才から
- 子どもも大人の話にはいりたい
- 差別は何であるの？ みんながきずつくだけなのに
- 自分の意見を言わせてよ
- 自分のことは自分にきめさせろ
- 自分らしく きずつけ合わず生きていこう
- 「好き」だと思ったら 好きなようにすればいい
- スカートは女の子しかはいちゃだめ
- たんじょう日ぐらい たかくても子どものねがいをきいてくれ
- ねんれい、性別などによる差別をなくそう！！



(3) 第5回ワークショップ 意見まとめ

【一番気になったかるた】(件数表示以外は各1件)

- ありのままの自分をみとめてほしい(第3条 子どもの最善の利益)(第8条 アイデンティティの権利)
- いのちを大切に自分を傷つketくなったら話してみてもいいよ [2件]
(第6条 生きる権利)(第39条 心の傷から回復するためにケアを受ける権利)
- おとなと子どもどっちが上でも下でもないよね(第12条 意見を表明する権利)
- 学校に行きたくないときもあるそれは悪いことじゃない [2件]
(第28条 教育を受ける権利)(第31条 休んだり遊んだりする権利)
- 給食食べ終わるまで 昼休みなし 悲しいよ(第3条 子どもの最善の利益)
- 心のなか 見えないからこそ 大事にしよう(第39条 心の傷から回復するためにケアを受ける権利)
- しりたい 考えたい いろいろな道があること(第17条 適切な情報にアクセスする権利)
- 好きって気持ち みとめてほしい 男どうし女どうしても
(第2条 差別されない権利)(第24条 健康に生きる権利)
- 手伝い 家事 女の子がさせられることが多いよね?(第2条 差別されない権利)
- 友だちでなくても 見てみぬふりしないで 勇気を出して
(第12条 意見を表明する権利)(第39条 心の傷から回復するためにケアを受ける権利)
- なんでも相談してみよう ひとりで悩まなくてもいいんだよ(第24条 健康に生きる権利)
- 逃げたっていい 逃げることも大切(第24条 健康に生きる権利)
- 寝るときに 安心して眠れる場所があることって あたりまえじゃないんだね
(第27条 十分な生活水準を得られる権利)
- ノーって言うてもいいんだよ いやなときは [2件]
(第12条 意見を表明する権利)
- 早すぎる 13歳で結婚させられる子ども たくさんいるの? [2件]
(第24条 健康に生きる権利)(第28条 教育を受ける権利)
- 不可能と 決めつけしないでほしいんだ 子どもが考えたこと(第12条 意見を表明する権利)
- 変な子じゃないよ これが私の個性だよ(第2条 差別されない権利)(第8条 アイデンティティの権利)
- まちがっててもいいんだよ 挑戦することが 大事だね(第28条 教育を受ける権利)
- 無視しないで それが一番 傷つくよ(第24条 健康に生きる権利)
- めいっぱい 遊べることも 権利だよ(第31条 休んだり遊んだりする権利)
- 問題は 子どもと一緒に 解決しよう [3件]
(第12条 意見を表明する権利)
- やすもうね 心が疲れたときは それが何より大切だ(第31条 休んだり遊んだりする権利)
- 許せない 子どものいやがることをするおとな 声をあげよう
(第34条 性的虐待・性的搾取から守られる権利)
- よい子って 誰が決めるの? よい子を演じるのは疲れるよ(第3条 子どもの最善の利益)
- らんぼうしないで 落ち着いて 話をして(第19条 親から暴力を受けない権利)
- わがままって思わないで 子どもの権利ってあたりまえのこと
(第42条 子どもの権利条約をおとなと子どもに知らせる政府の義務)
- 子どもの権利を もっと学び合おう(第42条 子どもの権利条約をおとなと子どもに知らせる政府の義務)

【友だちに伝えたいかるた】（各1件）

- いのちを大切に 自分を傷つketくなったら話してみて
(第6条 生きる権利)(第39条 心の傷から回復するためにケアを受ける権利)
- えらぶ自由 子どもにだってある(第12条 意見を表明する権利)
- 学校に行きたくないときもある それは悪いことじゃない
(第28条 教育を受ける権利)(第31条 休んだり遊んだりする権利)
- けんこうに 自分らしく育つ それが子どもの権利だよ(第24条 健康に生きる権利)
- しりたい 考えたい いろいろな道があること(第17条 適切な情報にアクセスする権利)
- たすけてって 誰でも言って いいんだよ
(第19条 親から暴力を受けない権利)(第26条 国から社会保障を受ける権利)(第34条 性的虐待・性的搾取から守られる権利)
- 友だちでなくても 見てみぬふりしないで 勇気を出して
(第12条 意見を表明する権利)(第39条 心の傷から回復するためにケアを受ける権利)
- 逃げたっていい 逃げることも大切(第24条 健康に生きる権利)
- ノーって言うてもいいんだよ いやなときは(第12条 意見を表明する権利)
- ひとりじゃない わかってくれる人 きっと近くにいるはずだ(第12条 意見を表明する権利)
- 不可能と 決めつけないでほしいんだ 子どもが考えたこと(第12条 意見を表明する権利)
- 変な子じゃないよ これが私の個性だよ(第2条 差別されない権利)(第8条 アイデンティティの権利)
- まちがってもいいんだよ 挑戦することが 大事だね(第28条 教育を受ける権利)
- めいっぱい 遊ぶことも 権利だよ(第31条 休んだり遊んだりする権利)
- やすもうね 心が疲れたときは それが何より大切だ(第31条 休んだり遊んだりする権利)
- ルールって みんなで決めるものだよ(第12条 意見を表明する権利)
- わがままって思わないで 子どもの権利ってあたりまえのこと
(第42条 子どもの権利条約をおとなと子どもに知らせる政府の義務)

【自分（オリジナル）のかるた】

- いやだったことは無理に話さなくてもいいんだよ
- こどもを大人の道具に利用しないで
- こどもの権利じゃないよ 一人の人間の権利だよ
- これが実力 文句を言うなテストの点数
- 三角座り お尻が痛い
- 正直者がバカを見る世界なんてバカらしい
- 先生さ 生徒への態度を変えないで
- テストの点が悪いからって落ち込むもんじゃない
- まっさらなところ その手で汚さないで
- 「みんながやってる」からやるんじゃない
- やめようよ 子どもの意見を無視するな



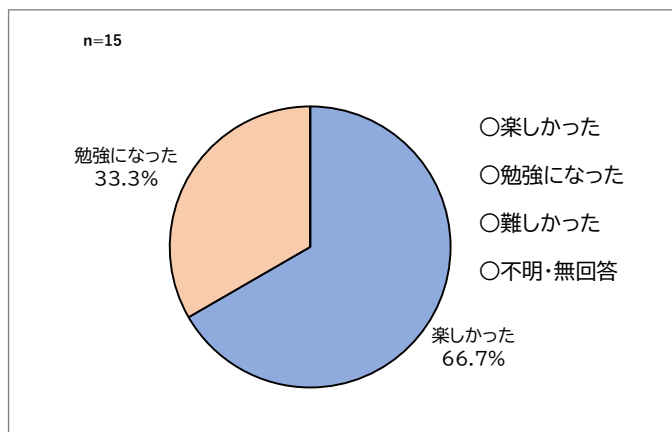
(4) 参加者のアンケート結果

募集型ワークショップ終了後に 15 名からアンケートへの回答をいただきました。

下記、結果を掲載します。

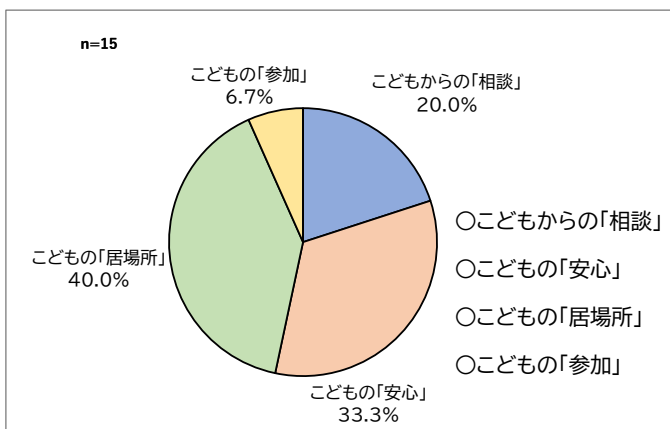
【Q：本日のワークショップはいかがでしたでしょうか】

今回のワークショップの感想について、10 名が「楽しかった」(66.7%)、5 名が「勉強になった」(33.3%) と回答しました。



【Q：あなたが大事にしたいけんりは何ですか】

大事にしたいけんりについて、6 名が「こどもの『居場所』」(40.0%)、5 名が「こどもの『安心』」(33.3%) と回答、3 名が「こどもからの『相談』」(20.0%)、1 名が「こどもの『参加』」(6.7%) と回答しました。



■第3回アンケート 自由記述の意見

○「自分かるた」を作った理由

- ・他の人も自分を好きになってほしいと思ったから。そうすると人生が楽しくなるから
- ・しょうもないルールを作った大人がちょっと嫌いだから
- ・自分自身調べたり、実際に現地に足を運んでみたりと世界の現状について知る機会が多く、その経験から自分の国はもちろん、その他の国を知ること大事だなと思っていたから

○大事にしたい権利

- ・こどもからの「相談」(1件) こどもの「居場所」(2件)

○大事にしたい権利を選んだ理由

- ・6歳くらいの人に赤ちゃんに使うような口調で話している態度の人がいて、もやっとしたから。話をしっかり聞いてほしい
- ・「居場所」があれば自動的に他のやつもいけると思ったから
- ・こどもの「居場所」があるということは、こどもの「安心」やこどもからの「相談」、こどもの「参加」にもつながるから

○自由回答

- ・楽しかったです。ありがとうございました
- ・先天的にあるもので差別すべきじゃない
- ・こどもの権利は“こどもだから”という理由でよく見落とされがちだけど、“こどもだからこそ”尊重されるべきだと思う

■第4回アンケート 自由記述の意見

○「自分かるた」を作った理由

- ・いやだと感じても言えなかった子がクラスにいたのを思い出したから
- ・オリジナルかるたを作ると思わなかったからすごく楽しかったです
- ・「なぜ」などぎもんと思った権利について書きました
- ・かってに親にしょうらいをきめられてもこまるから

○大事にしたい権利

- ・こどもの「安心」(5件)

○大事にしたい権利を選んだ理由

- ・安心しなければ不安でころばそくなってしまうから
- ・子どもたちみんながあんしんできたら、楽しく、幸せにくらせる一つだと思うから、2を選びました
- ・今でも家や学校で安心できない子がいるから
- ・安心に学校に行けたらいいなと思うから
- ・子どもが安心できないとそのことがこわくなってふあんになってしまうから

○自由回答

- ・子どもは、みんなが平等に生きる権利がある。すごく勉強になったし、楽しかった！！
- ・大人も子供もかんけいなく、子供の権利条約のそんざいを教える会などをひらくべきだと思う
- ・子どもは18歳までだから、その18歳までの子どもみんなが守られたらいいと思います
- ・せんそうなどのことにふれなかったこと

■第5回アンケート 自由記述の意見

○「自分かるた」を作った理由

- ・子どもも1人の人間だということが理解されていないように感じたから
- ・子どもが純粋なことを利用して戦争に参加させたことがあったと授業で聞いた
- ・政治家などの汚職や裏金の話が後を断たないから
- ・子どもの意見が無視されるのは酷いことだと思ったから
- ・テストの点数で色々言われるのが嫌いだから
- ・長時間もお尻が痛いから
- ・友達と話していると「周りまだだし」とか「みんなやってないからいける」とかよく聞こえるから。自分で考えたなら「それでいい」と言ってほしいから。我まんしないでほしい
- ・学校でひいきがおこっていたりするから

○大事にしたい権利

- ・こどもの「居場所」(4件 高校生2件 中学生2件)
- ・こどもの「参加」(1件 高校生1件) ・こどもからの「相談」(2件 中学生2件)

○大事にしたい権利を選んだ理由

- ・学校や家族だけが全てではないと思ったから
- ・声をあげなければはじまらないから
- ・誰にも言えない、なやんでいることがある人がいると思うから
- ・他の全ての選択肢には、こどもが何らかから逃げないでいい、安心して話をできる場所が必要だと考えたから
- ・落ち着ける場所があるのは大切だと思うから
- ・相談しにくいから
- ・友達だと思っている人の中には、「つらい」って人もいてそんな人に「ここなら大丈夫」と思える場所があると楽だろうし、この市の中で自殺等する人が少なくなると考えたから

○自由回答

- ・幅広い層に話を聞いて、全ての人を取りこぼさない条例にしてほしい
- ・もっとたくさんの意見交換がしたかったです



5. アウトリーチ型ワークショップ プログラム概要

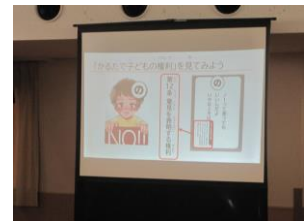
①開会とワークショップのルール説明

ファシリテーターより「みんなでつくるこどもの権利条例」をめざしているんな意見を聴かせてほしいこと、ワークショップにおけるルールを説明しました。



②こどもの権利について

「すべてのこどもは大切な存在であること」「すべてのこどもはおとなと同じ、ひとりの人として『権利』をもっていること」「『権利』は人が生きるために生れたときからもっている大事なもの」であることを伝えました。



③「世界の子ども権利かるた」の実施

「世界の子ども権利かるた」を活用し、遊びながら、楽しくこどもの権利を学ぶワークショップを実施しました。



④かるたとこどもの権利の関係について

かるた遊びをしたあとに、かるたを見ながら、かるたとこどもの権利の関係について確認を行いました。



⑤一番気になったかるた・友だちに伝えたいかるたを考える

(または、一番心に残ったかるた)

確認したかるたの中から「一番気になったかるた」と「友だちに伝えたいかるた」を付箋紙に書きだしました。



⑥自分のオリジナルかるた作成

かるたとこどもの権利の関係をふまえて、こどもたち自身でオリジナルかるたを作成し、その理由についても考えました。



⑦閉会

6. アウトリーチ型ワークショップの意見

(1) 第1回ワークショップ 意見まとめ

【一番気になったかるた】(件数表示以外は各1件)

- ありのままの 自分をみとめてほしい (第3条 子どもの最善の利益) (第8条 アイデンティティの権利)
- 生まれた国で もてるはずの国籍 どうしてもてない子がいるの？
(第2条 差別されない権利) (第7条 名前や国籍を持つ権利)
- えらぶ自由 子どもにだってある (第12条 意見を表明する権利)
- 学校に行きたくないときもある それは悪いことじゃない
(第28条 教育を受ける権利) (第31条 休んだり遊んだりする権利)
- けんこうに 自分らしく育つ それが子どもの権利だよ (第24条 健康に生きる権利)
- 心のなか 見えないからこそ 大事にしよう [6件]
(第39条 心の傷から回復するためにケアを受ける権利)
- さわらないで ここは私の 大切なところ (第34条 性的虐待・性的搾取から守られる権利)
- しりたい 考えたい いろいろな道があること [2件]
(第17条 適切な情報にアクセスする権利)
- 好きって気持ち みとめてほしい 男どうし女どうしても
(第2条 差別されない権利) (第24条 健康に生きる権利)
- そんなにいるの？ 世界で3億5600万人の 貧しい子どもたち [2件]
(第26条 国から社会保障を受ける権利) (第27条 十分な生活水準を得られる権利)
- ついてけない 日本語の授業 難しい (第28条 教育を受ける権利)
- 手伝い 家事 女の子がさせられることが多いよね？ (第2条 差別されない権利)
- なんでも相談してみよう ひとりで悩まなくてもいいんだよ (第24条 健康に生きる権利)
- 逃げたっていい 逃げることも大切 (第24条 健康に生きる権利)
- 寝るときに 安心して眠れる場所があることって あたりまえじゃないんだね
(第27条 十分な生活水準を得られる権利)
- ノーって言うてもいいんだよ いやなときは (第12条 意見を表明する権利)
- 早すぎる 13歳で結婚させられる子ども たくさんいるの？
(第24条 健康に生きる権利) (第28条 教育を受ける権利)
- ひとりじゃない わかってくれる人 きっと近くにいるはずだ (第12条 意見を表明する権利)
- 変な子じゃないよ これが私の個性だよ (第2条 差別されない権利) (第8条 アイデンティティの権利)
- 法律は 子どものためにも あるんだよ [2件] (第17条 適切な情報にアクセスする権利)
- まちがってでもいいんだよ 挑戦することが 大事だね (第28条 教育を受ける権利)
- みんなで自由に集まって 話をすると パワーが出る (第15条 自由にグループを作る権利)
- 無視しないで それが一番 傷つくよ [2件] (第24条 健康に生きる権利)
- めいっぱい 遊べることも 権利だよ [2件] (第31条 休んだり遊んだりする権利)
- 問題は 子どもと一緒に 解決しよう (第12条 意見を表明する権利)
- よい子って 誰が決めるの？ よい子を演じるのは疲れるよ (第3条 子どもの最善の利益)
- らんぼうしないで 落ち着いて 話をして [2件] (第19条 親から暴力を受けない権利)
- 料理・洗濯・皿洗い 男の子が手伝うのも もうあたりまえ (第2条 差別されない権利)
- 労働で 疲れてる子ども 世界に1億6000万人いる [2件]
(第24条 健康に生きる権利) (第28条 教育を受ける権利) (第32条 児童労働から守られる権利)
- わがままって思わないで 子どもの権利ってあたりまえのこと
(第42条 子どもの権利条約をおとなと子どもに知らせる政府の義務)
- 子どもの権利を もっと学び合おう (第42条 子どもの権利条約をおとなと子どもに知らせる政府の義務)

【友だちに伝えたいかるた】（件数表示以外は各１件）

○ありのままの 自分をみとめてほしい〔２件〕

（第３条 子どもの最善の利益）（第８条 アイデンティティの権利）

○いのちを大切に 自分を傷つけたくなくなったら話してみて

（第６条 生きる権利）（第３９条 心の傷から回復するためにケアを受ける権利）

○えらぶ自由 子どもにだってある〔３件〕

（第１２条 意見を表明する権利）

○おとなと子ども どっちが上でも下でもないよね（第１２条 意見を表明する権利）

○けんこうに 自分らしく育つ それが子どもの権利だよ〔２件〕（第２４条 健康に生きる権利）

○心のなか 見えないからこそ 大事にしよう〔３件〕

（第３９条 心の傷から回復するためにケアを受ける権利）

○しりたい 考えたい いろいろな道があること（第１７条 適切な情報にアクセスする権利）

○好きって気持ち みとめてほしい 男どうし女どうしても〔２件〕

（第２条 差別されない権利）（第２４条 健康に生きる権利）

○そんなにいるの？ 世界で３億５６００万人の 貧しい子どもたち〔２件〕

（第２６条 国から社会保障を受ける権利）（第２７条 十分な生活水準を得られる権利）

○たすけてって 誰でも言って いいんだよ〔３件〕

（第１９条 親から暴力を受けない権利）（第２６条 国から社会保障を受ける権利）（第３４条 性的虐待・性的搾取から守られる権利）

○手伝い 家事 女の子がさせられることが多いよね？（第２条 差別されない権利）

○友だちでなくても 見てみぬふりしないで 勇気を出して

（第１２条 意見を表明する権利）（第３９条 心の傷から回復するためにケアを受ける権利）

○なんでも相談してみよう ひとりで悩まなくてもいいんだよ（第２４条 健康に生きる権利）

○早すぎる １３歳で結婚させられる子ども たくさんいるの？〔２件〕

（第２４条 健康に生きる権利）（第２８条 教育を受ける権利）

○ひとりじゃない わかってくれる人 きっと近くにいるはずだ〔２件〕

（第１２条 意見を表明する権利）

○まちがってもいいんだよ 挑戦することが 大事だね（第２８条 教育を受ける権利）

○無視しないで それが一番 傷つくよ〔２件〕（第２４条 健康に生きる権利）

○めいっぱい 遊べることも 権利だよ（第３１条 休んだり遊んだりする権利）

○やすもうね 心が疲れたときは それが何より大切だ（第３１条 休んだり遊んだりする権利）

○許せない 子どものいやがることをするおとな 声をあげよう〔２件〕

（第３４条 性的虐待・性的搾取から守られる権利）

○よい子って 誰が決めるの？ よい子を演じるのは疲れるよ（第３条 子どもの最善の利益）

○らんぼうしないで 落ち着いて 話をして（第１９条 親から暴力を受けない権利）

○料理・洗濯・皿洗い 男の子が手伝うのも もうあたりまえ〔２件〕（第２条 差別されない権利）

○わがままって思わないで 子どもの権利ってあたりまえのこと

（第４２条 子どもの権利条約をおとなと子どもに知らせる政府の義務）

【自分（オリジナル）のかかるた】

- かにかとどこどこあるいてる
- 学校が家からとおい どこでもドアをつかおうか
- きゅうしょくはいつもおいしい
- こたつで ぬくぬく あったかい
- こどもしょくどうのごはんは、いつもおいしい
- 「こんにちは」と言ったらむしされた
- 宿題だ たくさん出て やるきが出ない

(2) 第2回ワークショップ 意見まとめ

【一番心に残ったかるた】 (件数表示以外は各1件)

- ありのままの 自分をみとめてほしい [2件]
(第3条 子どもの最善の利益) (第8条 アイデンティティの権利)
- いのちを大切に 自分を傷つketくなったら話してみて
(第6条 生きる権利) (第39条 心の傷から回復するためにケアを受ける権利)
- えらぶ自由 子どもにだってある (第12条 意見を表明する権利)
- おとなと子ども どっちが上でも下でもないよね (第12条 意見を表明する権利)
- 給食食べ終わるまで 昼休みなし 悲しいよ [2件]
(第3条 子どもの最善の利益)
- さわらないで ここは私の 大切なところ (第34条 性的虐待・性的搾取から守られる権利)
- しりたい 考えたい いろいろな道があること (第17条 適切な情報にアクセスする権利)
- 好きって気持ち みとめてほしい 男どうし女どうしても
(第2条 差別されない権利) (第24条 健康に生きる権利)
- 性の話 きちんと教えて はぐらかさないで (第28条 教育を受ける権利)
- そんなにいるの? 世界で3億5600万人の 貧しい子どもたち
(第26条 国から社会保障を受ける権利) (第27条 十分な生活水準を得られる権利)
- たすけてって 誰でも言って いいんだよ
(第19条 親から暴力を受けない権利) (第26条 国から社会保障を受ける権利) (第34条 性的虐待・性的搾取から守られる権利)
- ちがう肌の色をしてる子も 一緒に遊ぼう 学び合おう (第2条 差別されない権利)
- ついてけない 日本語の授業 難しい (第28条 教育を受ける権利)
- 手伝い 家事 女の子がさせられることが多いよね? (第2条 差別されない権利)
- なんでも相談してみよう ひとりで悩まなくてもいいんだよ (第24条 健康に生きる権利)
- 逃げたっていい 逃げることも大切 (第24条 健康に生きる権利)
- ノーって言うてもいいんだよ いやなときは (第12条 意見を表明する権利)
- 早すぎる 13歳で結婚させられる子ども たくさんいるの?
(第24条 健康に生きる権利) (第28条 教育を受ける権利)
- 無視しないで それが一番傷つくよ (第24条 健康に生きる権利)
- 料理・洗濯・皿洗い 男の子が手伝うのも もうあたりまえ (第2条 差別されない権利)
- ルールって みんなで決めるものだよ [3件]
(第12条 意見を表明する権利)
- レゴもミニカーも 女の子が遊んだって いいんだよ (第2条 差別されない権利)

【自分 (オリジナル) のかるた】

- あいさつをしよう「みんな」で
- いらいらするのは いややからやめてほしい
- うんこぐらいゆっくりさせてよ
- おもいあおう「いきもの」を
- おとなでも こどもと同じ人間だ
- げーむのさ楽しさしろろ大人たち
- こどもやかからって なんでもいうこと聞きたくない
- はやくかえってゲームしたい
- はげしいゆきのクリスマス
- みんなでなくそう「いじめ」を
- もんくを言うな うるさいからだまってね
- やめてよね いじるのちょっときずつくよ



7. 理想の富田林市について

ワークショップを通して、市の木「くすのき」に見立てた模造紙に、参加したこどもたちから「富田林市への想い」を書いていただきました。

【理想の富田林市の内容】 ※主な内容

- 自分が自分でいられる町（まち）
- いつまでもみんなが笑顔な富田林
- 良いところを外部に知らせる（知名度 UP）⇒みんなが行きたくなる場所をつくる
- みんなが心でつながっている富田林
- 両親が子育てに苦しまず、日常生活が楽しいと感じられるような富田林
- 議会などの様子や議題などが分かる（どんなことを話し合ってるのか等）
- 増やそう自習室（トピック以外にももう少しほしい）
- 危険な場所を無くしてほしい
- 仲が良い富田林
- 「行きたい」と思えるような学校にしてほしい
- こどものごらく施設がほしい
- 差別がないようにしたい
- 大きめの公園がほしい
- 子供にお金を配ってほしい
- どんな年齢の人でも公平に助け合って過ごせる街（まち）
- みんなが優しい町（まち）
- 一人も悲しい思いをしている人がいない笑顔の町（まち）
- 全ての人を取りこぼさない街（まち）にしよう
- 国、せいべつ、年がちがってもみんなであそべる町（まち）



8. ワークショップのまとめ

こどもの権利条例の制定に向けたこどもワークショップでは「世界の子ども権利かるた」を用いて、「一番気になったかるた」「友だちに伝えたいかるた」などの「関心がある権利」や「大事にしたい権利」についてたくさんの意見がありました。

(1) 関心がある権利について

1) 一番気になったかるた

「一番気になったかるた」で最も多かった権利は、「第24条 健康に生きる権利」(21件)、次いで、「第12条 意見を表明する権利」(18件)、「第28条 教育を受ける権利」(15件)、となっています。

その中で「第24条 健康に生きる権利」では、「早すぎる 13歳で結婚させられる子ども たくさんいるの?」「労働で 疲れてる子ども 世界に1億6000万人いる」「無視しないで それが一番 傷つくよ」のかるたが各4件、「第12条 意見を表明する権利」では、「問題は 子どもと一緒に 解決しよう」のかるたが5件で最も多くあがっていました。

2) 友だちに伝えたいかるた

「友だちに伝えたいかるた」で最も多かった権利は、「第12条 意見を表明する権利」(16件)です。次いで「第24条 健康に生きる権利」(11件)、「第2条 差別されない権利」、「第39条 心の傷から回復するためにケアを受ける権利」(各10件)となっています。

その中で「第12条 意見を表明する権利」では、「えらぶ自由 子どもにだってある」のかるたが5件、「第24条 健康に生きる権利」では、「けんこうに 自分らしく育つ それが子どもの権利だよ」「早すぎる 13歳で結婚させられる子ども たくさんいるの?」「無視しないで それが一番 傷つくよ」のかるたが各3件、「第2条 差別されない権利」では「料理・選択・皿洗い 男の子が手伝うのも もうあたりまえ」、「変な子じゃないよ これが私の個性だよ」のかるたが各3件、「第39条 心の傷から回復するためにケアを受ける権利」では「心のなか 見えないからこそ 大事にしよう」のかるたが5件と最も多くなっていました。

3) 自分(オリジナル)のかるた

「自分(オリジナル)のかるた」では、ワークショップをふまえて、こどもたちが日頃思っていること、感じていることを記載してもらいました。例をあげると、「意見は子どもにもたくさんあるから言わせてよ」「子どもも大人の話にはいりたい」「やめようよ 子どもの意見を無視するな」など「第12条 意見を表明する権利」につながると考えられる内容がみられました。

4) まとめ

関心がある権利については、「第12条 意見を表明する権利」と「第24条 健康に生きる

権利」が上位にあがりましたが、かるたの内容では、「一番気になったかるた」「友だちに伝えたいかるた」で相違がみられたものもありました。

「第12条 意見を表明する権利」は、「意見表明権」と位置づけられます。また、こどもたちからも意見表明に関連するような自分(オリジナル)のかるたが作成されていたことから、来年度のこどもワークショップ、条例制定において、自由に自分の意見を表明することができ仕組みを検討する上でも重要と考えます。

「第24条 健康に生きる権利」は、関連するかるたとして「無視しないで それが一番 傷つくよ」を多くのこどもたちが選んだことから、身体的な健康に関することにとどまらず、心理的な部分に着目していく必要があることがうかがえます。また、「第39条 心の傷から回復するためにケアを受ける権利」が友だちに伝えたいかるたとして多くあげられていることから、相談・救済等の心のケアを十分に行っていく必要があることを条例制定の際には記載していく必要があると考えられます。

(2) 大事にしたい権利について

ワークショップに参加したこどもたちにアンケートを実施し、設問の中で「あなたが大事にしたい権利」として、「こどもからの相談」「こどもの安心」「こどもの居場所」「こどもの参加」について意向を把握しました。

最も多かった「大事にしたい権利」は「こどもの居場所」(6件)です。次いで「こどもの安心」(5件)となりました。

「こどもの居場所」を選んだ理由として、「学校や家族だけが全てではないと思ったから」や「安心して話をできる場所が必要」「『ここなら大丈夫』と思える場所があると楽だろう」等の意見があがっており、こども同士はもちろんのこと、大人たちや様々な人との交流を通し、こどもたちが、安心して自分らしく過ごすことができる場所を望んでいることがうかがえます。また、「こどもの『居場所』があるということは、こどもの『安心』やこどもからの『相談』、こどもの『参加』にもつながる」という意見もあがっており、条例制定とあわせて、こどもから大人まで、誰もが利用できる「居場所」を確保し、「安心」「相談」「参加」を一体的に展開することが求められます。

(3) 理想のまちについて

「理想のまち」については、「いつまでもみんなが笑顔な富田林」「みんなが心でつながっている富田林」「みんなが優しい町(まち)」「一人も悲しい思いをしている人がいない笑顔の町(まち)」「全ての人を取りこぼさない街(まち)にしよう」などの意見があがるなど、誰もが笑顔で、つながることができ、支え合って過ごすことができるまちをイメージしていることがうかがえます。

そのため、「つながり・支え合い」をこどもの権利条例においても重要なキーワードと捉え、こどもたちがあらゆる世代とのつながりを構築しながら、安心して生活を送ることができる

ようにするためには、人権尊重や多文化共生、地域共生社会等、持続可能な「誰一人取り残さない」共生社会の視点が重要と考えられます。

(4) 今後に向けて

こどもの権利条例の制定に向け、今回のワークショップの結果も参考にしながら、こどもたちが何に関心を持ち、何を大事にして過ごしたいかを把握し、富田林市の実情に応じた「こどもまんなか社会」の実現をめざします。

そのため、来年度以降（条例制定後）もより多くのこどもたちに参画していただけるよう、開催を予定している会議（ワークショップ）の名称も参加者に決めていただくなど、開催方法やテーマ選定、開催時期、開催時間等についても工夫し、こどもの権利条例前文（理念）の作成や条例検討委員会で提案された条例案の検討、シンポジウムでの取組内容の報告等についてもこどもたちが主体となり、誰もが楽しく、気軽に条例制定等の取組に参加できる仕組みを構築します。

世界の子ども権利かるた 読み札一覧 (50 音順)

ありのままの 自分をみとめてほしい

第 3 条 子どもの最善の利益

第 8 条 アイデンティティの権利

いのちを大切に 自分を傷つけたくなったら話してみて

第 6 条 生きる権利

第 39 条 心の傷から回復するためにケアを受ける権利

生まれた国で もてるはずの国籍 どうしてもてない子がいるの？

第 2 条 差別されない権利

第 7 条 名前や国籍を持つ権利

えらぶ自由 子どもにだってある

第 12 条 意見を表明する権利

おとなと子ども どっちが上でも下でもないよね

第 12 条 意見を表明する権利

学校に行きたくないときもある それは悪いことじゃない

第 28 条 教育を受ける権利

第 31 条 休んだり遊んだりする権利

給食食べ終わるまで 昼休みなし 悲しいよ

第 3 条 子どもの最善の利益

グループでなら きっとできる ひとりじゃできなかったこと

第 15 条 自由にグループを作る権利

けんこうに 自分らしく育つ それが子どもの権利だよ

第 24 条 健康に生きる権利

心のなか 見えないからこそ 大事にしよう

第 39 条 心の傷から回復するためにケアを受ける権利

さわらないで ここは私の 大切なところ

第 34 条 性的虐待・性的搾取から守られる権利

しりたい 考えたい いろいろな道があること

第 17 条 適切な情報にアクセスする権利

好きって気持ち みとめてほしい 男どうし女どうしても

第 2 条 差別されない権利

第 24 条 健康に生きる権利

性の話 きちんと教えて はぐらかさないで

第 28 条 教育を受ける権利

そんなにいるの？ 世界で 3 億 5600 万人の 貧しい子どもたち

第 26 条 国から社会保障を受ける権利

第 27 条 十分な生活水準を得られる権利

たすけてって 誰でも言って いいんだよ

第 19 条 親から暴力を受けない権利

第 26 条 国から社会保障を受ける権利

第 34 条 性的虐待・性的搾取から守られる権利

ちがう肌の色をしてる子も 一緒に遊ぼう 学び合おう

第 2 条 差別されない権利

ついてけない 日本語の授業 難しい

第 28 条 教育を受ける権利

手伝い 家事 女の子がさせられることが多いよね？

第 2 条 差別されない権利

友だちでなくても 見てみぬふりしないで 勇気を出して

第 12 条 意見を表明する権利

第 39 条 心の傷から回復するためにケアを受ける権利

なんでも相談してみよう ひとりで悩まなくてもいいんだよ

第 24 条 健康に生きる権利

逃げたっていい 逃げることも大切

第 24 条 健康に生きる権利

抜け出そう 苦しい関係から 自分を守るために

第 24 条 健康に生きる権利

寝るときに 安心して眠れる場所があることって あたりまえじゃないんだね

第 27 条 十分な生活水準を得られる権利

ノーって言うてもいいんだよ いやなときは

第 12 条 意見を表明する権利

早すぎる 13 歳で結婚させられる子ども たくさんいるの？

第 24 条 健康に生きる権利

第 28 条 教育を受ける権利

ひとりじゃない わかってくれる人 きっと近くにいるはずだ

第 12 条 意見を表明する権利

不可能と 決めつけないでほしいんだ 子どもが考えたこと

第 12 条 意見を表明する権利

変な子じゃないよ これが私の個性だよ

第 2 条 差別されない権利

第 8 条 アイデンティティの権利

法律は 子どものためにも あるんだよ

第 17 条 適切な情報にアクセスする権利

まちがってもいいんだよ 挑戦することが 大事だね

第 28 条 教育を受ける権利

みんなで自由に集まって 話をする と パワーが出る

第15条 自由にグループを作る権利

無視しないで それが一番 傷つくよ

第24条 健康に生きる権利

めいっぱい 遊べることも 権利だよ

第31条 休んだり遊んだりする権利

問題は 子どもと一緒に 解決しよう

第12条 意見を表明する権利

やすもうね 心が疲れたときは それが何より大切だ

第31条 休んだり遊んだりする権利

許せない 子どものいやがることをするおとな 声をあげよう

第34条 性的虐待・性的搾取から守られる権利

よい子って 誰が決めるの？ よい子を演じるのは疲れるよ

第3条 子どもの最善の利益

らんぼうしないで 落ち着いて 話をして

第19条 親から暴力を受けない権利

料理・洗濯・皿洗い 男の子が手伝うのも もうあたりまえ

第2条 差別されない権利

ルールって みんなで決めるものだよね

第12条 意見を表明する権利

レゴもミニカーも 女の子が遊んだって いいんだよ

第2条 差別されない権利

労働で 疲れてる子ども 世界に1億6000万人いる

第24条 健康に生きる権利

第28条 教育を受ける権利

第32条 児童労働から守られる権利

わがままって思わないで 子どもの権利ってあたりまえのこと

第42条 子どもの権利条約をおとなと子どもに知らせる政府の義務

子どもの権利を もっと学び合おう

第42条 子どもの権利条約をおとなと子どもに知らせる政府の義務



とんだばやし こどもの 権利条例

富田林市
こどもの権利条例制定に向けた
こどもワークショップ

【実施報告書】

発行：富田林市 こども未来部 こども政策課 政策係
TEL：0721-25-1000（内線 291）
FAX：0721-24-8976

発行年月：令和 7 年 3 月